

社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会 マイクロバス運行管理要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会（以下「本会」という）が所有するマイクロバスの運行及び貸出し使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(運行管理)

第2条 マイクロバスの運行管理は本会が行う。

(使用の要件)

第3条 マイクロバスは、別表1に掲げる町内の公共団体、福祉団体等が、次の各号に掲げる目的をもって使用する場合に限るものとする。

- (1) 会議、調査視察、研修会、研究会、講演会、講習会、訓練、各種スポーツ大会、レクリエーション等
- (2) ボランティア活動、施設慰問等
- (3) 災害等による被害者の救出及び防護、復旧等緊急を要する場合

(使用申込み)

第4条 マイクロバスの使用を希望する者（以下「使用者」という）は、利用希望日の3か月前から受付できる。また使用申請書（様式第1号）は利用希望日の2週間前までに必要事項を記入のうえ、本会会長に提出しなければならない。

(使用許可)

第5条 前条によるマイクロバスの使用申し込みがあった場合は内容を審査し、マイクロバスの使用を許可する場合は、使用許可書を交付する。ただし、使用許可書の交付を省略することができる。

(許可の取消し)

第6条 本会会長は、使用許可後であっても、車両の整備の必要が生じた時及び天候の悪化により運行が困難または適当でないと判断したとき、若しくは本会で緊急を要する使用が生じた場合は、許可を取消することができる。

(運転者の指定)

第7条 マイクロバスの運転は、本会が許可し、登録した者でなければ運転できない。

2 マイクロバスの運転手の年齢は70歳までとし、年齢に達した日以後における3月31日までとする。

(使用料)

第8条 マイクロバスの使用料は無料とする。ただし、使用者は使用した燃料代の

- 実費、有料道路代金実費等必要な経費を支払うものとする。
- 2 使用者は前条第1項の運転者について賃金を支払うものとする。
 - 3 運転者の賃金については、別表2のとおりとする。

(運行範囲)

第9条 マイクロバスの運行範囲は県内を原則とする。ただし、県外は兵庫県美方郡香美町、岡山県真庭市・新見市・津山市・英田郡西粟倉村、島根県出雲市・雲南市・仁多郡奥出雲町までとする。

(運行時間)

第10条 マイクロバスの運行時間は原則として、8時15分から17時までとする。ただし、研修内容によっては上記運行時間以外も認める場合もある。その場合としては始業点検を7時30分から開始とし、車庫に18時30分には入れること。運転者の始業・終業時点検と終業後の清掃時間は運転者の勤務時間とする。

(遵守事項)

第11条 使用者は次の事項を遵守し安全運転に努めなければならない。

- (1) 運転者に交通法規を遵守し、安全運転に努めさせること。
- (2) 始業時の車両点検、終業時の清掃及び車両点検を行うこと。
- (3) 交通事故、車両の損傷、不良箇所の発生などの場合は直ちに適切な措置を講ずるとともにその旨を本会に報告をし、その指示に従うこと。

(損害の賠償)

第12条 使用者は交通事故を起こしたとき、又は車両を損傷したときはその責任を負うものとする。また、事故等車両保険で対応不可能な損害賠償についても運転者と使用者双方が、負担しなければならない。ただし、本会会長が特にやむを得ない理由と認めた時はこの限りではない。

(その他)

第13条 この要綱に定めのないもので、必要な事項は本会会長の決するところによる。

附 則

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

ただし、赤碕支所の管理するマイクロバス（はるかぜ号）については、平成17年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1

番号	使用種別	使用者等
①	公共的使用	<p>ア 社会福祉協議会</p> <p>イ 福祉団体（高齢者クラブ連合会、身体障害者福祉協会、日赤奉仕団、手をつなぐ育成会、遺族連合会、民生児童委員協議会、保護司会）</p> <p>ウ 登録ボランティア団体</p> <p>エ いきいきサロン</p> <p>オ 町、議会、教育委員会（スポーツ少年団、サークル活動的なものを除く。）、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会等の執行機関。消防団（分団を除く。）、その他、町条例等により設置された機関等。</p> <p>カ こども園、保育園、小中学校の授業等（定期的利用は除く。）</p>
②	①に準ずる使用	<p>ア 森林組合、土地改良区、観光協会、土地開発公社、シルバー人材センター</p> <p>イ 商工会、農業協同組合、漁業協同組合</p> <p>ウ 交通安全協会、安全運転管理者協会</p> <p>エ P T A、保護者会、こども会</p> <p>オ 食生活改善推進協議会</p> <p>カ 自治会（集落単位）</p> <p>キ 町職員共済会・労働組合</p>

別表 2

運転者の賃金等

使用時間	金 額
1回(8:15~17:00)	8,400円
バスの使用時間が4時間未満	4,200円
上記時間以外の手当 7:30~8:15 17:00~18:30	1時間につき 1,400円 (30分未満 700円)

※ 運転者が行う始業・終業時点検・終業後の清掃は勤務時間です。